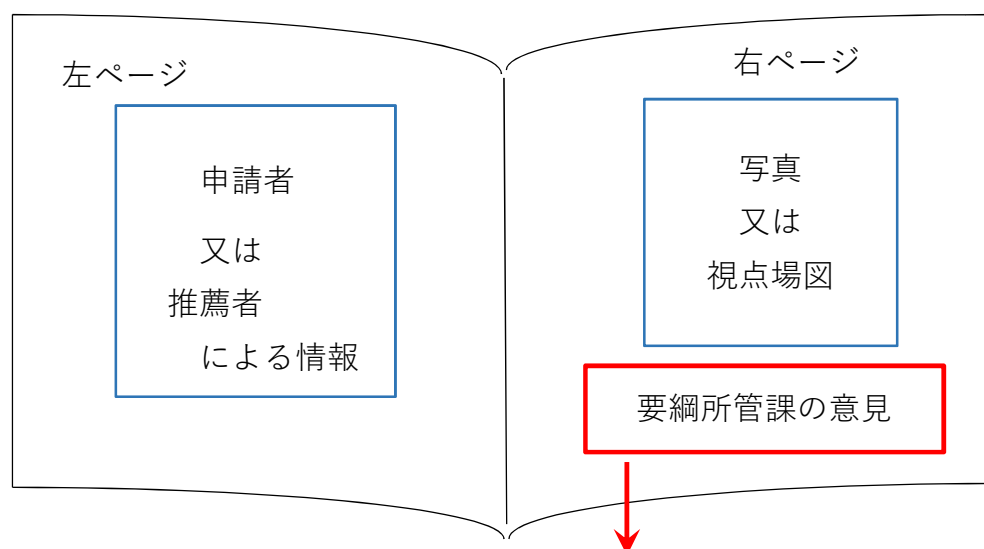


令和6年度景観カルテ

本文書には、個人情報が含まれています。
取り扱いには十分ご注意ください。

景観カルテの見方

- ・見開きで1件の受付物件を掲載しています。
- ・左ページには申請書又は推薦書に記載されている情報等を掲載しています。
- ・右ページ上部には申請者又は推薦者が添付した写真や、事務局が撮影した写真又は視点場図を掲載しています。
- ・右ページ下部に事務局による意見を記しています。



景観資産の登録要件

1 申請者

建造物等・樹木については、所有者からの申請が必要

2 各種別の登録基準

(1) 建造物等

道路等公共の場所から望見することができ、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、地域の良好な景観形成に寄与している建造物等

(2) 樹木

道路等公共の場所から望見することができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等（森林や並木を除く。）

(3) 風景と視点場

地域固有の良好な景観形成を表す、次に掲げる風景及びそれを望見できる道路等公共の視点場

- ①豊かな自然により構成される風景②歴史・文化の蓄積を感じられる風景③市民活動の醸成により生まれた風景④地区を代表する個性を持った風景⑤その他市民に親しまれている本市を代表する風景

前橋市景観資産登録制度 令和6年度受付物件一覧

受付 No.	名 称	所在地	種 別	ページ	事務局意見
1	白井屋ホテル	本町二丁目2-15	建造物等	1	○
2	まえばしギャラリー	千代田町五丁目9-1	建造物等	3	○
3	原嶋屋総本家	平和町二丁目5-20	建造物等	5	○
4	六供八幡宮のクスノキ	六供町一丁目29-1	樹木	7	○
5	前橋るなばあくのクスノキ	大手町三丁目16-3	樹木	9	○
6	前橋市役所12階から見る「赤城の寝牛」	大手町二丁目12-1	風景と視点場	11	○
7	南町公園	南町二丁目29	風景と視点場	13	○

事務局意見…事務局において、左記の要件から、登録に適しているかを判断した。

○…登録に適している △…現状では登録に適さない ×…登録に適さない